

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日	案
更新年月日	令和8年2月27日 (第1回)	
目標年度	令和14年度	
市町村名 (市町村コード)	高島市 252123	
地域名 (地域内農業集落名)	安曇川地域 泰山寺地区 (泰山寺)	

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	41.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	41.3 ha
② 田の面積	0.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	41.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	7.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	7.9 ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の記載
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地
4:⑤については、区域内に特定することができない土地
備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれて

【変更】※導水管修繕工事の範囲のため白地含めて拡大

- ・① 32.2ha → 41.3ha
- ・③ 32.2ha → 41.3ha
- ・④ 0.0ha → 3.4ha
- ・⑤ 0.0ha → 1.0ha
- ・70歳以上 6.1ha → 7.9ha

を記載の上、
かたください。
。」。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・肥沃な土壌の開墾地で野菜栽培が中心。
- ・山の近くでは、獣害被害もあり対策が必要。
- ・従来からの集落の農業従事者の高齢化と後継者不足は課題であるが、移住して農業を行う者も増えてきている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・作物の生産や栽培方法は担い手に一任する。
- ・特産品であるたいさんじ大根の生産の継続・拡大を検討し、収益性を向上させる。
- ・条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう、粗放的な管理に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・集落での話し合いを継続し、目標地図の確認と見直しを行いながら、可能な範囲で農地の集積・集約化を進め環境整備を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	40 %	将来の目標とする集積率	40 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・現状での耕作希望者が多く、 【変更】 ・現状 35% → 40% ・将来 35% → 40%			

3 農業者及び区域内の関係者が2 要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・新たな担い手を確保できた際には、農地中間管理機構を通じた農地の賃借を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組
・助成金、融資等を利用し用排水路、農道等の維持管理を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・地域内外から意欲ある農業経営の拡大や新規就農等の希望がある場合は、意向を踏まえながら関係機関と連携し対応する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①獣害の防止に向け、集落による環境点検を定期的に行う。
- ⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、隨時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
認農	A	野菜	6.8 ha	ha	野菜	6.8 ha	ha	A	
利用者	B	野菜	4.5 ha	ha	野菜	4.5 ha	ha	B	
認農	D	果樹	3.6 ha	ha	果樹	3.6 ha	ha	D	
認農	C	野菜	2.6 ha	ha	野菜	2.6 ha	ha	C	
利用者	G	野菜	1.6 ha	ha	野菜	2.3 ha	ha	G	
利用者	R	野菜	2.3 ha	ha	野菜	2.3 ha	ha	R	
利用者	E	野菜	2.3 ha	ha	野菜	2.3 ha	ha	E	
認就	O	野菜	1.3 ha	ha	野菜	2.3 ha	ha	O	
利用者	F	野菜	2.3 ha	ha	野菜	2.1 ha	ha	F	
利用者	K	野菜	1.9 ha	ha	野菜	1.9 ha	ha	K	
認農	S	野菜	1.5 ha	ha	野菜	1.5 ha	ha	S	
利用者	I	野菜	1.3 ha	ha	野菜	1.3 ha	ha	I	
利用者	J	野菜	1.3 ha	ha	野菜	1.3 ha	ha	J	
利用者	P	野菜	1.1 ha	ha	野菜	1.1 ha	ha	P	
利用者	H	野菜	1.0 ha	ha	野菜	0.7 ha	ha	H	
利用者	M	野菜	0.8 ha	ha	野菜	0.8 ha	ha	M	
利用者	Q	野菜	0.5 ha	ha	野菜	0.5 ha	ha	Q	
利用者	N	野菜	0.4 ha	ha	野菜	0.2 ha	ha	N	
計	18経営体		37.1 ha	0 ha		38.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合

行なうことが確実であると市町村が判断する
事業支援サービス事業者（農協を除く）は
ござい。

「サ」、上記に該当しない農業を記載してください。	【変更】	ささい。 経営面積、作業受託面積
2:「経営面積」「作業受託面積」を記載してください。	・D R14 2.6ha → 3.6ha	
3:農業を担う者に位置付けます。	・G R14 1.7ha → 2.3ha	
4:作業受託面積には、基幹の経営面積に含めてください。	・R R14 0.0ha → 2.3ha	は、作業受託面積に含めず、
5:備考欄には、農業を担う者を記載してください。	・E R14 1.9ha → 2.3ha ・O R14 0.5ha → 2.3ha	用する者を記載するよう努め

5 農業支援サービス事業者一

番号	事業体名 (氏名・名称)

【变更】

- | | | | | |
|-----|-----|-------|---|-------|
| • D | R14 | 2.6ha | → | 3.6ha |
| • G | R14 | 1.7ha | → | 2.3ha |
| • R | R14 | 0.0ha | → | 2.3ha |
| • E | R14 | 1.9ha | → | 2.3ha |
| • O | R14 | 0.5ha | → | 2.3ha |
| • F | R14 | 1.7ha | → | 2.1ha |
| • K | R14 | 1.1ha | → | 1.9ha |
| • S | R14 | 0.0ha | → | 1.5ha |
| • H | R14 | 1.5ha | → | 0.7ha |
| • N | R14 | 0.5ha | → | 0.2ha |
| • I | R14 | ha | → | 0.0ha |

※将来0.0haは一覧から削除する。

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

